

令和2年10月31日

「田辺圏域医療と介護の連携を進める会」
第46回(通算第125回)定例会 会議録

日時：令和2年10月20日(火) PM7:10~8:20
場所：田辺市民総合センター 1F 機能訓練室
出席者： 29名

別紙のとおり

1. 「田辺圏域医療と介護の連携を進める会」定例会について

【19:10~20:20】

19:10~ 開 会

19:10~19:45 研 修

「住み慣れた地域で自分らしく暮らすために」
~ 権利擁護センターたなべの取り組み ~

講師：権利擁護センターたなべ

専門員 手谷 雅樹氏

19:45~20:20 意見交換と質疑応答

20:20 閉 会

【研修内容】

講義内容(概要)

- ・ 権利擁護センターたなべの機能
成年後見制度に関する相談・利用支援
福祉サービス利用援助事業
高齢者あんしん生活支援事業
- ・ 任意後見制度と成年後見制度
本人の判断能力によって利用できる制度が異なる。
意思能力がしっかりある間に、将来を見越して後見人を選んでおくのが任意後見制度
- ・ 福祉サービス利用援助事業
対象者：日常生活を送るのに不安がある方
内 容：日常的な生活援助の範囲内での支援
福祉サービス利用の申し込み・契約手続きの援助など
日常生活に必要なお金の出し入れなど

・高齢者あんしん制圧支援事業

対象者：市内の65歳以上の一人暮らしの方で、契約内容をしっかりと理解できる方

事業の内容：

月に1階の安否確認

「入院」や「施設入所」の時の身元保証を補完

預託金52万円の範囲で対応

入院や終末期への備え

医療の希望書を作成

判断能力が衰えたときの備え

任意後見契約

亡くなったときの備え

遺言・死後事務委任

【意見交換・質疑応答】

・あんしん事業はどの程度の利用を見込んでいるのか

東京の足立区でもそんなに多くないので、数十人程度までと思っている。

・センターができてからの相談件数はどの程度か

1週間に数件は相談がある

・医療の同意書はどのようなもので、その役割は？

自身の医療をどのように受けたいかの意思表示をあらかじめ聞き取っておく。

本人が意思を伝えられない状況になった場合に、医師が治療をする際の参考にできるように。

・支援者に理解してもらうために行う予定のことは？

啓発事業や講座開催・チラシ配布等

・負債があっても利用できるのか？

本人からの聞き取りで情報収集することになるが、難しいと思う

・あんしん事業と成年後見制度の一番の違いは？

あんしん事業はしっかりしている人の事業

・契約準備から4か月かかるのは長すぎないか？

本人の意向をしっかり聞き取らないといけないのでどうしても時間がかかる

・あんしん事業の契約をしていることを医療機関はどのようにして知ることか？

本人の了承があれば、くろしおNETへの情報提供や関係者への周知を考えている

・権利擁護センターができたが、市長申し立てはどこがするのか？

変わらず市やすらぎ対策課

・24時間対応できるのか？

連絡がとれるように携帯を持つ予定

・対象者が限定されるが、契約できなかった人はどうなるのか気になる。

・書類や大事なものの保管はどうなるのか？

銀行の貸金庫

・保証機能は預託金の範囲での金銭的な保証ということ？

定例会開催にあたっての感染症対策

- ・体調確認と非接触型温度計による体温測定
- ・手指消毒
- ・マスク着用
- ・定例会後の机、いすの消毒
- ・換気

【次回の定例会】

以下の日程で実施する。

日時：令和2年11月17日（火） 午後7時～

場所：田辺市民総合センター 1F 機能訓練室

内容：未定